

延滞金について

納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額(1,000円未満の端数があるとき又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数全額又は全額を切り捨てます。)に年14.6パーセント(納期限の翌日から別表の区分による期日までの期間及びその期日の翌日から1月を経過するまでの期間については、年7.3%の割合)を乗じて計算します。

別表

区 分	期 日
法定納期限内の申告	申告納期限
法定納期限後の申告	申告した日
修正申告	修正申告した日 (提出期限前の申告は提出期限)
更正・決定	通知書に指定された納期限

平成25年12月31日までの期間は、年7.3%の割合にあつては、各年の前年の11月30日現在の商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合となります。

平成26年1月1日以降は、年14.6%の割合にあつては、各都市の前々年の10月から前年の9月までの国内銀行の新規の短期貸出約定平均金利を基に財務大臣が告示する割合に年1%の割合を加算した割合(以下、「特例基準割合」といいます。)に年7.3%を加算した割合となります。

年7.3%の割合にあつては、特例基準割合に年1%を加算した割合となります。

なお、延滞金額が、1,000円未満の場合にはその金額、また、延滞金額が1,000円以上の場合でも、100円未満の端数金額は切り捨てます。